

岩手県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定による裁決書の送達について、送達を受けるべき土地所有者の所在が不明のため送達することができないので、次のとおり告示する。

平成20年4月4日

岩手県収用委員会

会長 野村 弘

1 送達すべき書類 一級河川北上川水系砂鉄川筋河川改修（砂鉄川、山谷川、猿沢川）工事（岩手県一関市東山町松川字三室平及び同市東山町松川字野谷起地内から同市東山町長坂字羽根掘及び同市東山町松川字野平地内まで）及びこれに伴う県道付替工事に伴う収用事件に係る裁決書

2 送達を受けるべき土地所有者の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名
不明	亡和賀榮一郎相続財産

3 収用し、又は使用すべき土地等の表示

(1) 収用すべき土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用すべき土地の面積	実地の状況	備考
岩手県一関市東山町松川字滝ノ沢	不明 ただし、 89番、90番1、又は89番及び90番1	畑	(89番) 743㎡ (90番1) 1,395㎡	1,939.13㎡	1,611.04㎡	畑	
〃	90番2	雑種地	21㎡	21.31㎡	21.31㎡	〃	
〃	不明	不明	不明	90.19㎡	75.88㎡	〃	
〃	228番3	畑	233㎡	233.23㎡	233.23㎡	〃	
〃	228番4	〃	446㎡	446.76㎡	446.76㎡	〃	

(2) 使用すべき土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	使用すべき土地の面積	実地の状況	備考
岩手県一関市東山町松川字滝ノ沢	228番1	畑	420㎡	420.84㎡	16.52㎡	畑	
〃	228番2	〃	22㎡	22.83㎡	4.76㎡	〃	

4 送達すべき書類の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

付記 上記の書類を受領しないときは、平成20年4月25日をもって送達があったものとみなされます。